

令和の時代における新たな日本の創生に向けた提言

令和の時代を迎え、全国知事会は、持続可能な新しい日本の創生に向け、地方としての役割を果たすべく、以下に記した重要項目の実施が必要不可欠と考えており、これらを、選挙公約に盛り込んでいただくよう、強く申し入れます。

令和元年5月 全国知事会

1 国民主権に基づく地方自治、地方税財源の充実・強化

- ・ 地方公共団体が、地域の多様性を尊重した施策を自主的・自立的に実施するため、権限や財源を大胆に移譲し、地方創生、人づくり、子育て支援などの喫緊の重要課題に、地方がより主体性をもって取り組むことができるよう、地方分権改革を強力に推進すること。
- ・ 国から地方への権限移譲については、全国一律の移譲を基本としつつ、「ハローワーク特区」のように実証実験的な権限移譲を認めることとし、例えば広域連合の活用など、「地方分権特区」の導入を大胆に推進すること。
- ・ 「国民主権」の原理のもと、地方自治の権能は、住民から直接授権されたものであるとの観点から、憲法第92条の「地方自治の本旨」について、より具体的に規定するように検討すること。
- ・ 参議院の「合区問題」については、憲法改正等の抜本的な対応により「合区を確実に解消」すること（一部の府県に反対・賛同できない旨の意見がある）。
- ・ 国と地方の協議の場について、「地方税財政分科会（仮称）」や「社会保障分科会（仮称）」などの分野別分科会を設置すること。また、国会に常設の委員会として「地方分権推進委員会」を設けるなど、国会の中に地方の声を反映させるシステムを構築すること。
- ・ 都道府県と市町村、都道府県間や市町村間、更には地方公共団体と国といった形で、多様かつ柔軟な連携による取組を支援するとともに、地域交通において地域が自ら考え実行できる分権的手法の導入や地方版ハローワークのように、これまでの国と地方の役割分担を乗り越え、新しい形態の国・地方協働型の仕組みによる行政運営を推進すること。
- ・ 福祉分野を中心として多数存置され、地域の実情に応じた施策の展開に支障を来している「従うべき基準」を速やかに見直すとともに、「義務付け・枠付け」について、事前に地方がチェックする仕組みを法的に確立すること。

- ・ 国と地方の税収が概ね6対4であるのに対し、歳出ベースではこれが逆転し、国と地方の歳出割合は概ね4対6となっているのが現状である。国と地方の税源の配分を役割分担に見合うように見直し、この乖離を縮小していくことが必要であり、地方税の充実と、税源の偏在性が小さく、税収が安定的な地方税体系を構築すること。
- ・ 地方が責任をもって、地方創生・人口減少対策をはじめ、防災・減災対策など、地方の実情に沿ったきめ細かな行政サービスを十分担えるよう、地方単独事業も含め、地方財政計画に的確に反映し、安定的な財政運営に必要な地方一般財源総額を確保・充実すること。
- ・ 地方交付税は、「地方の固有財源」であることから、総額を確保するとともに、財源保障機能と財源調整機能の維持・充実を図ること。また、地方交付税の法定率の引上げを含めた抜本的な改革により、臨時財政対策債を縮減すること。
- ・ 消費税・地方消費税10%段階に施行される法人住民税法人税割の交付税原資化による偏在是正措置及び特別法人事業税・譲与税の創設による新たな偏在是正措置により生じる財源については、その全額を地方財政計画に歳出として新たに計上することなどにより、地方税財政制度全体として、より実効性ある偏在是正措置とすること。

2 大規模災害からの早期の復旧・復興と防災・減災対策

- ・ 東日本大震災や熊本地震、平成30年7月豪雨や北海道胆振東部地震などの大規模災害から早期に復旧・復興を成し遂げるため、「十分な復旧・復興財源の確保」や「人的支援の強化」に取り組むとともに、地域経済の回復に不可欠な各産業の早期再建に向けた支援や継続した風評の払拭などについて取り組むこと。
- ・ 大規模災害から国民の生命・財産を守る上で必要となる、建物・構造物等の耐震化や老朽化対策、津波・高潮や液状化対策、河川やダム、下水道等の治水対策、砂防・治山による土砂災害対策、ため池の総合対策及び道路防災対策などの防災・減災、国土強靱化対策を着実に推進するとともに、大規模災害に備えた事前復興を支援するため、交付金制度の拡充等、十分な予算を安定的・継続的に確保する等、腰を据えた対策に取り組むこと。また、リダンダンシー確保に必要な国土軸の構築や住民生活に直結するライフラインの強靱化に向けて、公共インフラの整備を早急に進めること。
- ・ 住民の主体的な避難に繋がるよう、防災情報提供のあり方を総合的に見直すとともに、ハザードマップの整備と周知、水位計や監視カメラの設置等住民目線のソフト対策を加速するため、技術開発の推進、財政面の支援を強化すること。

- 様々な地震対策の前提となる、いわば「入り口」に位置づけられる**住宅耐震化を推進**するため、耐震対策の重要性と緊急性について、**広く国民に対し啓発を行う**とともに、住宅所有者の費用負担を軽減するため、**耐震改修工事に対する補助制度の拡充**等、より一層の手厚い財政措置を講ずるなど、引き続き住宅耐震対策の継続・強化を図ること。
- 東日本大震災「復興・創生期間」後の災害への備えから復旧・復興までを総合的に担う**防災・減災体制を確立**すること。また、今後発生が懸念される大規模災害に備え、財政支援制度の確立を含む**復旧復興基本法（仮称）**を制定するとともに、**復興基金や新たなまちづくりに向けた復興交付金等の制度化**を含む必要な財政措置を講ずること。
- 被災者の救援・再建が迅速に図れるよう、救助範囲の拡大をはじめとした**災害救助法の見直し**や被災者生活再建支援制度における支給対象の半壊への拡大、被災者生活再建支援基金への**安定的かつ充実した財政措置**、住まいの再建をはじめとした生活再建につながる**総合的な支援制度等**を構築すること。
- 地方自治体の行政機能喪失を想定した**広域応援・受援体制**について、省庁間の縦割りの是正や、国と地方の役割分担の整理、応援に対する十分な財政措置等も含めて、体制を構築すること。
- 大規模災害時には、医療需要が急増する一方、ライフラインの寸断等により供給は急減するため、**医療機関の耐震化及び業務継続計画（BCP）策定、資機材の整備、人材確保、医療従事者を孤立地域へ運ぶ仕組みの構築**など、**医療救護体制の充実**を図る取組に対する財政面を含めた支援を一層強化すること。また、全国的に**DMA T等のチーム数を増やし、災害急性期に被災地外から大量かつ切れ目なく投入できる体制を構築**するとともに、**医療モジュールと運営人材を迅速に配置する体制を早急に整備**するなど、被災地外からの人的・物的支援体制を国を挙げて強化すること。
- 原子力防災対策**については、**広域避難等を想定し**、関係地方公共団体や運輸事業者等と調整を行い、**避難先や避難手段、公共インフラ整備を含めた避難経路の確保、避難退域時検査・除染体制の充実**など、住民が迅速かつ安全に避難できる体制を整備すること。また、**原子力安全対策**についても、より一層の**充実・強化**に不断に取り組むこと。
- 北朝鮮情勢は、米朝首脳会談を契機に外交的に解決することをめざした動きもみられるものの、具体的な核燃料、弾道ミサイル等の廃棄の道筋が明確になっていないことから、**北朝鮮に対する毅然とした外交交渉を推進**するとともに、**万一の危機発生時に備え**、国民への情報提供をはじめとした**的確な対応を取れる体制の維持**を図ること。また、**拉致問題**については、関係諸国や国際関係機関等と連携・協調を図りながら、一刻も早い解決に全力を尽くし、**拉致被害者及び拉致の疑いが排除されない行方不明者の早期帰国等の実現**を図ること。

3 将来にわたって持続可能な社会保障制度の確立

- ・ 人々の生活の質（QOL）の向上を図りつつ、社会保障制度の持続可能性を高めるとともに、社会に活力をもたらす「健康立国」の実現に向けては、国民・地方・国が総力を挙げて取り組むべきものであることから、地方が「地方の責任」を果たしていく一方、**国もその役割を果たすこと。**
- ・ 医療費適正化の取組は、生活習慣病の発症や重症化の予防、また病床機能の分化や地域包括ケアシステムの構築などにより、国民の生活の質の維持・向上を確保しつつ推進することが重要であり、**都道府県がそれぞれの地域の実情を踏まえながら進めている医療費適正化のための取組の状況等に配慮し、その意見を十分に聞き尊重すること。**また、**地域独自の診療報酬**について、都道府県の判断に資する具体的な活用策の在り方を検討するにあたっては、国として、地域独自の診療報酬の妥当性及び医療費適正化の実現に向けた実効性に係る検討を、**各都道府県の意見も踏まえ、慎重かつ適切に行うこと。**
- ・ 各地域においては、「**地域医療構想**」に基づき、2025年に向けて病床機能の分化・連携を進めているが、それぞれの医療機関等が十分に機能し、患者が必要な時に必要な医療が受けられる**医療提供体制の整備**に対し、**地域医療介護総合確保基金**等が重要な役割を果たしていることから、将来にわたり**必要な財源を確保**するとともに、**地域の実情に応じて柔軟に活用**できるよう見直すこと。
- ・ 医療や介護が必要な状態となった人や家族を支える**地域包括ケアシステム構築のための支援を強化**すること。また、認知症に対する理解促進とともに、**地域で認知症の人を支える体制整備**に係る支援策の充実を図ること。
- ・ 国民健康保険制度については、今後の医療費の増嵩に耐え得る財政基盤の確立を図るため、**国定率負担の引上げ**等、様々な財政支援の方策を講じるとともに、医療制度間の公平と子育て支援の観点から、**子どもに係る均等割保険料軽減措置の導入**について、速やかに結論を出すこと。また、**普通調整交付金**が担う地方団体間の所得調整機能は大変重要であることから、その機能を引き続き維持すること。さらに、現物給付による医療費助成を行った場合の国民健康保険の**国庫負担減額調整措置を廃止**するとともに、**全国一律の制度を創設**すること。

4 国と地方が共に輝く地方創生の実現

- ・ 地方への人の流れの創出等による地方・都市圏の転出入の均衡をはじめとする地方創生の実現に向け、**地方の意見を十分に反映した新たな総合戦略を策定**すること。また、「**まち・ひと・しごと創生事業費**」の確保・充実を図るとともに、「**地方創生推進交付金**」及び「**地方創生拠点整備交付金**」を拡充・継続し、地方の実情を踏まえたより弾力的で柔軟な運用を図ること。

- ・ 「地方への新たなひとの流れ」を創り出すため、移住定住やU I Jターン、政府関係機関や企業の本社機能の地方移転を促進するとともに、地域の中核となる産業や地方大学を振興すること。
- ・ 人口減少局面にあっても地域の活力が保たれるよう、NPO 法人をはじめ、多様な地域の運営組織が、中長期的に地域活性化や課題解決に取り組むことができるよう、必要な支援を充実・強化すること。
- ・ 地方創生に不可欠な基盤として、高速道路、リニア中央新幹線、整備新幹線等の整備促進、地方空港・港湾の機能強化に加えて、新幹線の基本計画路線から整備計画路線への早期格上げを図ることにより、国土のミッシングリンクを早期解消するとともに、その効果を最大限に発揮させつつ、活力のある地域社会を実現するため、交通機関の利便性向上や交通事業者の生産性向上への支援、I o Tの活用等、地域公共交通網の維持・確保に向けた支援を充実・強化すること。
- ・ 観光産業は成長戦略と地方創生の大きな柱であることから、観光誘客促進のための受入環境の充実や、地方が積極的に観光施策を実施するための必要かつ十分な財源の確保・充実に努めること。また、国際観光旅客税については、税収の一定割合を地方団体にとって自由度が高く、創意工夫を活かせる交付金等により地方に配分すること。
- ・ マーケティングやプロモーション等を一体的に実施する「日本版DMO」の形成・確立の支援に加え、地域再生エリアマネジメント負担金制度が創設される中、DMOについても、法的な制度も含めて、自主的かつ安定的な財源を確保しながら継続的に観光地経営を推進できる制度の構築を図ること。

5 少子化対策の充実と子どもの貧困・虐待防止対策

- ・ 国民が希望する出生率の実現に向け、地域少子化対策重点推進交付金の拡充と運用の弾力化などによる国民の出会い・結婚・子育ての希望を叶える対策の強化、幼児教育・保育の質を確保した上での待機児童解消や無償化に向けた受け皿の整備、多子世帯に有利な税制の構築、子育てしやすい職場環境づくりに向けた企業の意識改革等、「結婚から妊娠・出産、子育て、就労までの切れ目ない支援」により少子化対策の抜本的強化を図ること。
- ・ 子どもの貧困対策として、地域子供の未来応援交付金の拡充・運用の弾力化や子ども食堂への財政支援制度を創設するとともに、経済的社会的環境にかかわらずに資質・能力を身に付けることができる乳幼児期の教育・保育の充実や、教職員定数の拡充、教育相談体制の強化など学校をプラットフォームとした支援策の充実・強化、地方の取組への支援を含めた社会的養育の充実など、支援策の抜本的強化を図ること。

- ・ 児童虐待防止対策として、「しつけであっても体罰は許されない」という理念を広く国民に根付かせるための周知・啓発を行うこと。さらに市町村における「子ども家庭総合支援拠点」について、類型区分の見直しや最低配置基準に経過措置を設けることによる設置促進や専門的人材の育成・確保への支援等、母子保健から児童福祉への切れ目のない連携と児童相談所・市町村の体制強化に取り組むこと。
- ・ 教育の無償化にあたっては、必要な地方財源を一般財源総額の同水準ルールの外枠で地方財政計画の歳出に計上するなど、国の責任において必要な地方財源を確実に確保すること。また、地方が重要な役割を担う施策や地方の行財政の運営に影響を及ぼす施策の立案にあたっては、地方への迅速な情報提供を行うとともに、早期に地方と協議すること。

6 地域を支える人材の育成・確保

- ・ 新たな在留資格「特定技能」の創設を踏まえ、外国人材の受入れ拡大や、在留外国人との共生に当たっては、各地域の取組を参考にしながら、国が責任を持って、日本語教育や社会保障、生活支援など、多文化共生社会の実現に向けた取組を検討・実施すること。また、「特定技能」の運用に当たっては、地域の労働需給の状況や事業者団体の意向等を踏まえ、必要に応じて柔軟に特定産業分野を追加するとともに、大都市圏等に過度に集中して就労することなく、地域の持続的発展につながるよう実効性のある施策を実施すること。
- ・ 就業分野全体を貫く横断的な対策として、インダストリー4.0を担う人材の育成を図ること。また、介護分野への介護ロボットの導入や、第一次産業やものづくり分野等へのAI、IoTの導入を後押しするため、設備投資等に対する支援を充実すること。
- ・ 医療従事者の都市部への集中による「地域偏在」及び小児科・産科・外科などの特定の診療科における医師不足である「診療科偏在」など、医療を取り巻く多様な状況に対応し、限りある医療資源を効率的かつ効果的に活用した地域医療提供体制を構築するため、医療人材の偏在解消に向けた施策を強力に推進すること。
- ・ 少子高齢化が進展し労働力人口が減少する中、福祉人材が不足した状態が続くことは、我が国の福祉の崩壊に繋がることから、保育士や介護人材の確保に向け、引き続き賃金の底上げによる処遇改善を図るとともに、労働環境の整備、保育士の離職時登録制度の法制化等を図ること。
- ・ 急増するインバウンド等に対応し、交流人口の拡大につなげ、地域の活力を高めるため、地域の観光産業を支える専門人材の育成・確保策を早急に講じること。

- ・ 様々な就業分野が直面する深刻な担い手不足に対応するため、産学官が連携した中小企業の人材確保等を支援する拠点整備や、ワンストップで支援する就農研修拠点の整備に対する補助など、ハード整備を含む人材育成・確保策を的確に講じること。
- ・ 地域全体で子供たちの学びと成長を支える活動や学校外の人的・物的資源を活用した教育の充実など、学校を核とした地域づくり、地域を支える人材育成に向け必要な措置を講じること。

7 活力溢れる地域経済の実現に向けた経済対策の推進

- ・ 中小企業・小規模事業者の振興対策として、Society 5.0を支えるAI・IoT等を活用した生産性向上、地域の特性に応じた産業振興に資する研究開発の取組、資金繰りや投資促進、海外展開・販路開拓などへの支援を拡充すること。また、事業承継問題について、事業承継支援に係る必要な財政措置等を実施すること。
- ・ TPP11協定や日EU・EPAなどの発効に伴う、農林水産業等への影響を継続的に検証し、地域の関係者等に対して引き続き丁寧に情報提供を行うとともに、体質強化や経営安定、輸出の拡大に向けて十分な予算を確保するなど、万全な対策を講じること。また、日米物品貿易協定（TAG）など、いかなる国際貿易交渉にあっても国内の農林水産業が再生産可能となり、持続的に発展できるよう、交渉内容の丁寧な情報提供や、重要品目をはじめ、農林水産物等に対する必要な国境措置を確保すること。
- ・ 林業の振興による中山間地域の活性化や、災害防止の観点から極めて重要な森林再生に向け、森林整備の実施や国産木材の需要創出に積極的に取り組む地方公共団体・民間事業者等に対する支援に加え、建築物の木造化・木質化を進めるための技術開発や人材育成に対する支援を充実・強化すること。あわせて、国産木材活用の意義や魅力を広く国民に対して周知・啓発する取組を推進すること。
- ・ 東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会開催後の反動減対策として、今後の国の予算の編成などにおいて、地方の財政運営に支障が生じないよう十分留意しつつ、地方経済の活性化に十分配慮した総合的かつ積極的な実効性のある経済対策を講ずること。
- ・ 「マイナンバーカードを活用した消費活性化策」を行う場合には、適正かつ魅力あるプレミアム率の設定や国民へのカードの早期取得促進を含めた積極的な広報等が実施できるよう、十分な予算を確保するとともに、マイナンバーカードの更なる利活用シーン拡大を図ること。

8 誰もが希望を持って活躍できる社会づくり

- ・ 若者、女性、障がい者、高齢者、外国人など、全ての人が働きやすく、いきいきと働き続けることができる環境を整備するため、長時間労働の是正、時間単位年次有給休暇制度やテレワークの推進等による労働条件の弾力化など、働き方改革を着実に実現し、子育て・妊活・介護・闘病支援の充実、非正規雇用労働者の正社員化や処遇改善、最低賃金の引上げ及び地域間格差解消、農林水福連携に対する施策の充実を図るとともに、これらに係る企業の取組を支援すること。
- ・ 地域女性活躍推進交付金について、2020年度以降も制度を継続するとともに、国庫負担割合を引上げ、十分な財源を確保し、柔軟で使いやすい運用とすること。
- ・ 地域の実情に合わせた独自施策の展開を継続的に可能とする「女性活躍応援基金（仮称）」を創設すること。
- ・ 障がいを理由とする差別、本邦外出身者に対する不当な差別的言動、部落差別の解消に向けた法整備が進む中、これら差別の解消に向け、実効性のある対策を講じること。また、法が制定された人権問題はもとより、様々な人権課題について、地方公共団体は地域の実情に応じて取り組んでいるところであることから、これらの法整備を進めてきた国においては、その責任を果たすよう、地方交付税措置など、必要かつ十分な財源の確保・充実を図ること。

9 自然と暮らしが調和した環境・エネルギー政策の推進

- ・ 国際社会が目指す脱炭素社会の実現に貢献できるよう、2030年度の温室効果ガス削減目標の早期達成に向けて、国、地方公共団体、事業者、国民が一体となった取組を着実に推進し、国内における脱炭素社会への取組を加速させること。あわせて、気候変動の影響に対する国民の危機意識の共有を図る取組を強化すること。
- ・ 再生可能エネルギーについては、地域との共生を十分考慮しながら、意欲的な導入目標の設定やFITの適切な運用、系統連系対策など、最大限の導入拡大に取り組むこと。また、水素社会の早期実現に向け、「水素基本戦略」に基づく技術開発・実証研究や規制見直し、インフラの整備等を着実に進めること。
- ・ へき地や離島を含めた消費者の利益に最大限配慮した上で、新電力事業者の公平な市場参加を図るため、ベースロード電源の市場への供出について適切な運用がなされるよう、エネルギーの低廉かつ安全で安定的な供給を目指すエネルギーシステム改革を着実に実行すること。

- ・ 循環型社会の形成に向けて、ゼロ・ウェイストの理念のもと、3R「リデュース・リユース・リサイクル」の取組を推進すること。さらに世界的に問題となっているマイクロプラスチック（微細なプラスチック）ごみについては、生態系に及ぼす影響が懸念されていることから、プラスチックごみの削減につながる取組を強化することとし、これらの取組について十分な周知・広報を行い、国民意識の醸成を図ること。
- ・ 特定外来生物の定着予防外来種であるヒアリ等の定着は、国民生活の安全・安心のみならず、経済にも甚大な影響を与えることから、地方の意見を踏まえ、侵入の初期段階における徹底的な防除とモニタリング調査を継続的に実施すること。また、野生動物による農林水産業被害や市街地への出没において人的被害等が深刻化していることから、野生動物管理や被害対策を行うことができる専門家を育成するための制度を構築すること。

10 地域の誇りを守り育む文化・スポーツの振興

- ・ 東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会については、聖火リレーと合わせて各地で文化プログラムを展開し、開会式と一体となって、多様性に富んだ我が国の文化を発信する場とするとともに、大規模災害からの復興を世界にアピールする大会とすること。
- ・ 2021年には、世界最大の生涯スポーツ大会「ワールドマスターズゲームズ2021関西」がアジアで初めて開催されることから、開催に向けた積極的な支援を行うこと。さらに、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会も含め、大会後もそのレガシー（遺産）が2025年の「大阪・関西万博」や、その先へとつなげていくことができるよう、一過性のイベントに終わらせることなく、継続的な支援に取り組むこと。
- ・ 文化プログラムの展開に当たっては、今後も地域の核となる文化施設の活性化を図るとともに、国際的な芸術祭の開催や若者を中心とした新たな文化創造、障がい者の芸術文化の振興、地域に根ざした特有の文化の振興など、地方における文化芸術活動への支援を充実・強化すること。
- ・ スポーツ・文化と観光をはじめとした地域産業との融合など、分野横断的な取組への支援を強化し、スポーツ・文化の成長産業化を推進するとともに、訪日外国人旅行者を全国各地へと誘導する施策等により、地域経済を活性化させること。また、必要な施設整備も含め、地方の育成環境の充実等を通じた世界レベルのアスリートやアーティストの育成・強化も推進すること。